

## 第 13 回検討委員会議事録（要旨）

日時：2013 年 3 月 1 日（金）15:00～17:00

会場：サンスポーツランド倶知安

### 【議 題】

1. CID/BID のエリア
2. 分担金
3. 投票権

\*\*\*\*\*

### 1. CID/BID のエリア

2012 年 11 月 1 日に開催した第一回住民説明会での提案からの変更点

- 1) BID の対象地区に第 4・樺山町内会エリアを加える。

#### 【理 由】

- ① 正式なエリア以外の事業者は賛助会員として参加できる、という提案をしているが、ツーリズム・ウィスラーやバンクーバーBIA の事例では、賛助会員は理事にはなれず、そうした制限は地元のための組織として必要である。現在、第 4・樺山町内会エリアに飲食をはじめ多くの事業者が所在し、討委員会委員の大多数が第 4 町内会に所在していることから、正会員として BID の運営に携わることができるようにすることが望ましい。
- ② 第 4・樺山町内会のエリアも加えた方が、ひらふ地域の一体感をもった振興に効果がある。例えば、ストリートバナーを道道 343 の第 1・第 2 町内会に面した部分だけではなく、道道 343 沿線で樺山の事業者が集まっている場所から、第 4 町内会所在の飲食店が数軒集まっている道道と、市街地からひらふ方面に至る道路との交差点ぐらいまで設置した方が、これらのエリアもひらふの中心であり、ひらふが一体でお客様を歓迎している、というアピールができる。

=>両町内会エリアの事業者を対象に、早急に説明会を開催する。

- 2) CID の対象地区に第 4・樺山町内会エリアを加えるかどうか。

#### 【結 論】

- ① 第 4 町内会に、下記条件で合流を提案する。
  - ・ CID 分担金を全戸から役場が徴収する。
  - ・ CID から町内会に業務委託を行い、町内会員数に応じて町内会に分担金と役場からの町内会補助金（一戸あたり 400 円）を配分する。委託する業務としては、役場からのお知らせなどの広報、草刈りなどの地域美化、ゴミステーションの

管理などが考えられる。

- ・町内会は配分された分担金で活動する。
- ・町内会費には通常、親睦経費が含まれているが、CID 分担金に親睦経費も含めて集められるかどうかは検討が必要である。町内会親睦経費については、別途、町内会で集める可能性もある。

=>第 4 町内会長と再度、話し合い、役員会を開いていただく。

- ② 樺山町内会については第 4 町内会の動向を踏まえ、再度、声掛けをする。

## 2. 分担金

- 1) CID 分担金は、居住者と非居住者で差はつけず、同額とする。
- 2) CID 分担金を町内会エリアによって変えることも考えられる。

### 【理 由】

- ① 防犯灯の電気代・新設に対する役場の補助率が、第 1～3 町内会(45%)と第 4・樺山町内会(85%)で異なる。

## 3. 投票権

- 1) 実施する投票は、①CID/BID の設立、②理事選挙と③CID/BID の年間・長期活動計画と予算案・決算の承認である。
- 2) 今回、検討委員会から役場への条例制定の提案は、居住者の意向によるものとする。(居住者が住みやすく、事業をしやすい環境づくりを目的とする CID/BID 制度の導入なので、非居住者の意向はこの時点では確認しない)
- 3) CID/BID の設立投票
  - ① 議会が条例を制定した後、条例に準拠してひらふ地区が CID/BID 制度の導入を行う際に、分担金の対象となる不動産所有者(居住者・非居住者)による投票を行う。
  - ② BID 設立投票権は、投票権の確認を行う時点で下記のいずれかの条件を満たす BID 分担金支払い対象となる不動産(建物)の所有者とする。
    - ・宿泊業・飲食業：保健所届出施設で営業実態と届け出が一致している不動産(建物)
    - ・物販・事務所・その他は、営業を証明する届け出、もしくは資格のある事業者が所有もしくは賃借している不動産(建物)
  - ③ CID 設立投票権は、CID 分担金支払いの「一単位」につき一票とする。CID 分担金支払の単位は、現時点では以下のとおり。
    - ・戸建、コンドミニアムやアパートの一居住区画(ユニット)を一単位とする。
    - ・上記にかかわらず複数の物件を同一敷地内に所有し、保健所に一体として宿泊業を運営する許可を得ている場合、複数物件をまとめて一単位とする。
    - ・同様に、同一所有者がコンドミニアム等の同一建物内に複数戸数を所有し、適

切な管理を行っている場合、複数物件をまとめて一単位とする。

4) BID の理事選挙の投票権

- ・ BID 分担金支払い単位数に応じて与えられる。例えば、宿泊客を泊めている部屋数が 30 室のホテルは 30 単位分の理事選挙権を与えられる。店舗の場合は、 $BID \text{ 分担金額} \div \text{宿泊施設一単位の分担金額}$ を単位数とする。

5) 理事の被投票権は以下をすべて満たす者に与えられる。

- ・ BID エリア内で商業用不動産を所有し、BID エリア内で観光関連事業（宿泊・飲食・物販・アクティビティ・その他各種サービス・不動産業等）を営む個人・法人
- ・ 基準日に滞納する税金や CID/BID 分担金、地域内の各種会費、ならびに地域内の第三者者に対する期日到来済み未払金がないこと

6) CID/BID の年間・長期活動計画と予算案・決算の承認は、総会の決議事項である。総会出席会員の投票権は、一会員（一名もしくは一社）あたり一票とする。

7) 理事会の決議事項の投票権は、理事一名あたり一票とする。

#### 4. その他

- 1) CID 分担金の徴収方法が変わり、現状では第 1～3 町内会の徴収対象が 629 軒で、CID 分担金を一律 10,000 円とした場合でも、運営は厳しい。第 4・樺山町内会が参加すると 1,000 軒を超え、思い切った事業も可能になる。

不動産所有者とその居住地、町内会員が居住者、居住者所有不動産(建物)数、全所有者、ならびに全不動産物件(建物)数に占める割合

	居住	町内	国内	国外	合計	居住者%	町内会員数	町内会組織率 A(町内会員数/居住者数×100)	町内会組織率 B(町内会員数/総物件所有者数×100)	(町内会員数/居住者所有物件数×100)	(町内会員数/総物件数×100)
第1～3	所有者数	88	2	70	469	14.0	81	92.0	12.9		
	物件数	210	3	101	564	23.9	81			38.6	9.2
第4	所有者数	70	3	98	52	223	31.4	60	85.7	26.9	
	物件数	80	3	123	59	265	30.2	60			75.0
樺山	所有者数	66	14	75	31	186	35.5	57	86.4	30.6	
	物件数	70	18	86	36	210	33.3	57			81.4
合計	所有者数	224	19	243	552	1038	21.6	198	88.4	19.1	
	物件数	360	24	310	659	1353	26.6	198			55.0

(平成24年1月1日現在データに準拠。ただし樺山は「倉庫(一般)を除く。')

- 2) 徴収可能金額が変われば予算内でできる事業も変わるし、その逆も言える。第 4・樺山町内会の事業者も加えた BID 分担金徴収シミュレーションを行い、どういった事業が可能かを地域事業者にも再度、提示する必要がある。
- 3) 樺山では土地の外国人所有が進んでいる。外国人所有の土地を色分けし、それを視覚的

に見せるマップを役場に用意してほしい。

## 5. 今後のスケジュール

- 1) 第4・樺山町内会エリアの事業者説明会
- 2) 第4町内会へのCID参加誘致（町内会長とのミーティング、役員会での説明）
- 3) 役場に提案するCID/BID制度案の取りまとめ（研究会と委員会）
- 4) 最終案の地元説明会（3回）
- 5) 地元説明会での意見を踏まえ、修正可能なところは修正を委員会で検討した後、役場に最終案を提出（研究会と委員会）。